参考資料２

依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定

（静岡県障害福祉課）

１　概　要

平成 30 年 10 月 31 日に静岡県知事が選定した依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関（聖明病院及び服部病院）について、令和４年７月 28 日付けで静岡市及び浜松市域を含めて選定した。

２　依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関

	依存症専門医療機関	依存症治療拠点機関
定　義	アルコール、薬物、ギャンブル等依存症に関する治療を行っている専門医療機関	依存症専門医療機関のうち、治療拠点となる機関
対象の依存症	アルコール健康障害、薬物依存症、ギャンブル等依存症	同左
選定主体	都道府県及び指定都市	同左
選定方法	国選定基準を満たした医療機関を県選定要綱に基づき選定	同左
選定基準	①専門職の配置 ②専門プログラムを有する外来医療 ③研修修了者の配置 ④診療実績及び都道府県等への定期的な報告体制 ⑤関係機関との継続的な連携体制	①依存症専門医療機関の選定基準の充足 ②活動実績の取りまとめ、全国拠点機関への報告 ③依存症に関する取組の情報発信 ④医療機関を対象とした研修 ⑤研修修了者の配置、多職種連携

３　共同事業の負担

政令市域を含めて選定することから、以下の委託事業は静岡県、静岡市及び浜松市の共同事業として、依存症治療拠点機関と４者で委託契約を締結する。

・受診後の患者支援事業（服部病院）
・受診後の患者支援事業（聖明病院）
・ゲーム障害・ネット依存対策回復支援プログラム事業（聖明病院）